令和８年９月 29 日

■指名停止措置の概要

対　象　業　者	住　　所：沖縄県名護市豊原224番地の５ 商号又は名称：株式会社　許田組 代 表 者 氏 名：代表取締役　許田　健一
指 名 停 止 期 間	決定の日から４か月間 （令和８年９月29日から令和９年１月28日まで）
事 件 ・ 事 案 の 概 要	「みらい３号館改修建築工事」において、発注者の承諾を得ずに債権譲渡を行なった。
根 拠 及 び 理 由	上記のことが、工事請負契約書第５条第１項に違反する行為であり、名護市指名停止等事務処理要綱別表第１第４号（契約違反）に該当する。
指名停止の対象範囲	名護市の発注する工事等の全て（下請け含む)。

名護市指名停止等事務処理要綱別表第１　事故等に基づく措置基準

措置要件	停止期間
（契約違反） ４　第２号に掲げる場合のほか、工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４月以内